

年収の壁

時代にそぐわない第3号被保険者制度の廃止を

稲垣 誠一

国際医療福祉大学大学院 教授

年収の壁とは、パートタイム労働者が特定の年収を超えると、社会保険料負担が生じることによって手取りが減る現象を指している。具体的には、専業主婦（夫）が大企業で週20時間以上パートとして働いた場合、年収が106万円を超えると社会保険料の負担が必要になる。さらに、就業先に関係なく、年収が130万円を超えると家族の扶養の対象外となり、自分で社会保険に入らなければならない。このため、手取りが減少することを恐れて働く時間を減らす人が増えており、この現象が人手不足の一因となっているとされる。

政府は、この年収の壁を意識しないで働けるような環境を作るため、当面の対策として、年収の壁を超えても手取りが減らないように、賃上げする企業を支援する助成金制度を計画している。さらに、2025年の年金制度改正に向けては、短時間労働者への厚生年金の適用拡大や、第3号被保険者制度の見直しなどの対策が検討されている。特に、第3号被保険者制度は年収の壁の根本的な原因であり、労働組合の中央組織である連合が第3号被保険者制度の廃止を打ち出すなど、多くの注目を集めている。

第3号被保険者制度は、1985年の年金制度の大改正において、専業主婦を想定して導入された制度であり、サラリーマンの被扶養配偶者は、保険料を納付することなく基礎年金を満額受給できる仕組みである。このような制度設計は、かつての高度経済成長社会において、夫がサラリーマンとして外で働き、妻が家庭内での役割を担うという男女の役割分担を背景としたものであった。しかし、こうした役割分担は、今日では受け入れられず、時代にそぐわない仕組みになっている。

日本の年金制度は、働き方などによって3つの区分に分かれている。第1号被保険者には、自営業者やその被扶養配偶者、単身の非正規雇用者などが含まれ、自ら国民年金保険料を支払う必要がある。正規雇用であるサラリーマン（第2号被保険者）は、厚生年金に加入し、年収に比例した厚生年金保険料に基礎年金分が含まれている。また、第3号被保険者の保険料は、第2号被保険者が集団として負担する仕組みになっているので、被扶養配偶者がいない共働きの夫婦や単身のサラリーマンは他人の負担を強いられている。

第3号被保険者になることができるのは、サラリーマンの被扶養配偶者だけであるため、自営業者の被扶養配偶者や単身の非正規雇用者といった第1号被保険者との格差が際立っている。第1号被保険者は、月々1万6,520円の国民年金保険料（2023年度）を40年間支払うことによってはじめて満額の基礎年金（月額6万6,250円）を受け取ることができる。40年間の累積の保険料は約800万円であるので、大きな格差が存在している。

政府は、当面の策として企業を支援する助成金制度を計画しているが、これは、助成金の対象となる企業に勤めているパートタイム労働者のみが恩恵を受けるため、先に述べた格差はますます拡大する。短時間労働者への厚生年金の適用拡大は、第3号被保険者を減らす効果はあるが、年収の壁を解消する決め手にはならない。

年収の壁を解消するためには、第3号被保険者を廃止し、サラリーマンの被扶養配偶者も第1号被保険者とすればよい。基礎年金は、全国民共通の仕組みであり、誰もが同じ負担を行うことになるので、年収の壁が解消されるだけでなく、不公平も解消される。共働きの夫婦や単身のサラリーマンの余計な負担も解消される。この場合、既存の制度を前提としてきた主婦層の負担増につながりかねないことに懸念があるようであるが、苦勞して国民年金保険料を納めている第1号被保険者からみれば、時代にそぐわなくなった優遇制度をやめるだけの話である。低所得の専業主婦世帯には、免除制度や納付猶予制度で対応すればよい。サラリーマンの被扶養配偶者を優遇する仕組みを残さなければならない理由はない。その結果、共働きの夫婦や単身のサラリーマンの負担も軽減される。

しかしながら、新たに保険料の負担を求めることは、未納者の増加を招き、将来の無年金・低年金を増加させることが避けられない。そこで、筆者は、基礎年金を税方式に変更することを提案したい。国民年金保険料の代わりに消費税をその財源として充てる方法である。この場合、消費に応じた負担となり、一律の保険料よりはるかに公平である。消費税の税率を引き上げる必要があるが、消費税の引き上げ分は、国民年金保険料がゼロになるので、実質的な負担は変わらない。さらに、保険料の未納はなくなり、長期的には低年金・無年金が解消されることになる。もちろん、免除制度も不要になるなど、国民年金保険料の徴収にかかるコストがゼロになるので、行政改革にもつながる。

基礎年金の税方式化は、かつて、最低保証年金と合わせて低年金・無年金の解消策として議論されていたが、コストがかかりすぎるなどの面から否定的に取り扱われている。しかし、これを年収の壁の解消策と考え、最低保証年金まで欲張らなければ、実現可能ではないだろうか。

金融ジャーナル 2023.10